

小平町告示第17号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度及び令和8年度において、小平町が発注する工事、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、その基本となるべき事項並びに資格審査の申請の時期及び申請の方法について、次のとおり定める。

令和6年11月11日

小平町長 関 次 雄

1 競争入札に参加しようとする者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 競争入札に参加できない者

次のいずれかに該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ）に規定する者。

（ア） 契約を締結する能力を有しない者

（イ） 破産者で復権を得ない者

イ 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ）の規定により競争入札への参加を排除されている者。

ウ 本社所在地の市町村税・消費税及び地方消費税・法人税（個人の場合は所得税）に滞納がある者。

エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者。

(2) 契約の種類による資格要件

次に掲げる契約に係る競争入札に参加しようとする者は、令和6年12月1日（随時の申請にあつては、申請しようとする月の初日。以下「審査基準日」という。）において、次のそれぞれに定める要件を満たしていなければならない。

ア 建設工事の請負契約

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けている者で、許可を受けた後引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、その事業の事業高がある者であること。
- (イ) 資格審査の申請をする日（その日が令和7年4月1日前である場合は、令和7年4月1日）の1年7月前の日の直後の営業終了年度の終了の日以降に、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果通知を受けており、アの建設業に係る建設工事の種類の総合評定値（P）を有していること。

イ アに掲げる契約以外の契約で、その契約に係る営業に関し許可、免許、登録等を要するもの

次に掲げる契約ごとにそれぞれ定める登録等を受けている者で当該登録等を受けた後引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、その事業の事業高があるものであること。又、個人にあつては、従業員が3人以上であること。ただし、町内に本店を有する場合は、この限りでない。

(ア) 建築物の設計に係る契約

建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士事務所又は2級建築士事務所についての登録

(イ) 測量に係る契約

測量法（昭和24年法律第188号）による登録

(ウ) 地質調査に係る契約

(エ) 土木建築に関する工事の設計、監理、調査、企画、立案等に関する契約

(オ) 公共事業の補償業務に係る契約（別表（2）6．技術資料で申請すること。）

補償コンサルタント登録規定（昭和59年建設省告示第1341号）による登録

(カ) その他営業に関し、許可、免許、登録等を要するものに係る契約

当該営業に係る許可、免許、登録等

ウ ア又はイに掲げる契約以外の契約

引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(3) 本町が発注する工事等の種類の区分

別表のとおり

(4) 資格審査

ア 競争入札に参加しようとする者の資格は、提出された申請書及びその添付書類について審査し、決定する。

イ 建設工事の競争入札に参加しようとする者の資格は、次に掲げる事項について審査し、決定する。この場合において、土木一式工事、舗装工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び水道施設工事の競争入札に参加しようとする者の資格については、当該事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案し、次表に掲げる工事予定価格の区分に対応する等級に格付するものとする。

(ア) 客観的審査事項

国土交通大臣が定める経営事項審査の項目及び基準により審査された総合評定値

(イ) 主観的審査事項

工事施工成績

工事予定価格の区分に対応する等級表

	土木一式工事	舗装工事	建築一式工事	電気工事	管工事	水道施設工事
A	3,000万円以上	2,000万円以上	5,000万円以上	500万円以上	3,000万円以上	3,000万円以上
B	3,000万円未満	2,000万円未満	5,000万円未満	500万円未満	3,000万円未満	3,000万円未満
	1,000万円以上	700万円以上	2,000万円以上	100万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上
C	1,000万円未満	700万円未満	2,000万円未満	100万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満
	500万円以上		500万円以上		500万円以上	500万円以上
D	500万円未満		500万円未満		500万円未満	500万円未満

(5) 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年度及び令和8年度の2年間とする。

(6) 資格の消滅

競争入札に参加資格を有する者が、次のいずれかに該当することが明らかになったときは、その資格は、消滅するものとする。

ア 政令第167条の4第1項に規定する者となったとき。

イ 政令第167条の4第2項の規定により競争入札の参加を排除されたとき。

ウ (2)に掲げる資格要件を失った者。

2 資格審査の申請の方法及び申請の時期等

(1) 申請の方法

ア 建設工事、測量等業務

北海道市町村入札参加資格共同審査システム（以下「共同審査システム」という。）による電子申請とする。

なお、インターネット環境にない事業者による申請に限り、紙媒体の申請書類を、電子申請の受付期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く9時から17時までに郵送で提出することを認める。

なお、持参による提出は認めないが、町内業者に限り持参提出も可とする。

(2) 申請の時期

電子申請の時期は、令和6年12月10日（火）から令和7年1月31日（金）とする。24時間受付とするが、開始日は9時から、最終日は17時30分までとする。

(3) 提出書類

ア 建設工事、測量等業務

申請書は、北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト（以下「共同審査ポータルサイト」という。）（<https://www.hoctec.info/kyoshin/>）から入手すること。

紙媒体の申請による場合は、申請書は、社団法人北海道土木協会から入手した北海道市町村統一様式を用いるものとする。

(4) 提出場所

ア 電子申請先

共同審査システム

共同審査ポータルサイト（<https://www.hoctec.info/kyoshin/>）

イ 紙媒体による申請先（建設工事・測量等業務においてはインターネット環境にない事業者の申請に限る）

〒078-3392

北海道留萌郡小平町字小平町216番地

小平町役場 生活環境課 管理係 (TEL : 0 1 6 4 - 5 6 - 2 1 1 1)

(5) その他

ア 電子申請に当たっては、共同審査システム (<https://www.hoctec.info>) にアクセスし、利用申請を行い、ID・パスワードを取得したうえで、入札参加資格登録申請フォームに必要事項を入力して添付書類をPDFデータで送信するものとする。

イ 申請書等の作成については、共同審査ポータルサイトに掲載されている、「北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き」及び本告示内容を確認の上、書類を作成すること。

ウ 電子申請・共同審査に当たっての問い合わせ

一般財団法人北海道建設技術センター 技術部審査課

TEL : 0 1 1 - 7 3 3 - 2 3 2 2

E-mail : kyoshin@hoctec.or.jp

3 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者

ウ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者で、その構成員（資格を有する者である者に限る。）を変更した者

エ 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更した者

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、一般財団法人北海道建設技術センターにその旨を申し出るものとし、別に指示する再申請書類を提出しなければならない。

4 その他

(1) 競争入札参加資格の決定通知等

共同審査システムでの申請受付及び形式審査後、小平町による参加資格の審査を行う。参加資格を有すると決定したときは、令和7・8年度小平町競争入札等参加資格者名簿に登録するなお、はがき等による審査

結果通知は行わない。また、再申請の場合においても、共同審査システムでの申請受付及び形式審査後、小平町による参加資格の審査を行うものとする。

(2) 「建設業許可通知書」及び「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」については、有効期間を過ぎる前に更新が必要である。更新後は、速やかに、共同審査システムにより、入札参加資格申請の内容の変更届を提出すること。

(3) 問い合わせ先

〒078-3301

北海道留萌郡小平町字小平町216番地

小平町役場 生活環境課 管理係 (TEL : 0164-56-2111)

別表

(1) 建設工事の種類区分

番号	区分	番号	区分
1	土木一式工事	16	ガラス工事
2	建築一式工事	17	塗装工事
3	大工工事	18	防水工事
4	左官工事	19	内装仕上工事
5	とび・土工・コンクリート工事	20	機械器具設置工事
6	石工事	21	熱絶縁工事
7	屋根工事	22	電気通信工事
8	電気工事	23	造園工事
9	管工事	24	さく井工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	25	建具工事
11	鋼構造物工事	26	水道施設工事
12	鉄筋工事	27	消防施設工事
13	舗装工事	28	清掃施設工事
14	しゅんせつ工事	29	解体工事
15	板金工事		

(2) 測量等業務の業種区分

番号	区分	番号	区分
1	測量	5	設備設計
2	地質調査	6	技術資料
3	土木設計	7	道路清掃
4	建築設計		

※補償関係コンサルタントは技術資料の区分となります。